

令和2年度豊橋市食品衛生監視指導計画（案）についての意見募集結果

1 案件名

令和2年度豊橋市食品衛生監視指導計画(案)

2 意見募集期間

令和2年1月14日(火曜日)から令和2年2月13日(木曜日)

3 意見提出数・提出方法

1件、メール

4 ご意見の概要及び市の考え方

番号	ご意見の概要	市の考え方
Ⅲ 監視指導 1 重点監視指導事項 (4) と畜場法に基づく 検査及び監視指導 (5) 食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査 に関する法律に基 づく監視指導	食鳥処理場の監視指導について、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行に伴い、食鳥検査員による検査又は試験（いわゆる外部検証）の実施が求められるため、単に、監視指導とするのではなく記載内容を改める必要があるのではないかと。別表3の立入等検査実施計画において、食鳥処理場ごとの外部検証実施計画を記載する必要があるのではないかと。と畜場の監視指導についても同様と考える。	改正法に基づく食鳥検査員又はと畜検査員による検査又は試験（いわゆる外部検証）については、公衆衛生上必要な措置に関する1年間の経過措置に伴い、令和3年6月1日から適用されるため、令和3年度の監視指導計画の中で記載を検討していきます。